

(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う「清算・決済規程」等の
一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	1
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	2
・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	5
・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	6
・ 信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	8
・ 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	9
・ 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	10
・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	12
・ 発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	15
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	18
・ 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	20
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	22
・ 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表	24
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	25
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	30
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	31
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	35
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	37
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	40

・ 委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表	42
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正 新旧対照表	43
・ 相対交渉市場に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部 改正新旧対照表	44

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。))の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(休業日を除外する。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、当取引所が定める期間に限り、当取引所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の前日に上場会社が日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併した場合における決済物件の取扱いについては、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。))の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(休業日を除外する。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、当取引所が定める期間に限り、当取引所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第23条 上場会社(取引所に上場されている株券(受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(取引所の休業日を除く。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p>	<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第23条 上場会社(取引所に上場されている株券(受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは<u>日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社</u>を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(取引所の休業日を除く。))の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p>
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)</u></p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(3) (略)</p>

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

(削る)

- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(削る)

(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値

(4) (略)

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (6)の2 (略)

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する転換社債型新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券、同項第7号に規定する転換社債型新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3) 前項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) 前3号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値

(5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前に上場会社が日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併した場合における決済物件の取扱いについては、改正後の第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日に差し入れる場合における当該有価証券の時価は、改正後の第38条第3項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(I P O取引参加者の売買対象有価証券に関する売買を行う資格等の喪失)</p> <p>第36条の2 I P O取引参加者は、当該 I P O取引参加者の売買対象有価証券の発行者である上場会社が株式の公募又は売出しを本邦内において行う場合において、当該 I P O取引参加者が当該公募又は売出しに<u>関する元引受契約又は当該公募又は売出し</u>の取扱いを行うこととなる契約を締結していないときには、当該売買対象有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行う資格を喪失するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(I P O取引参加者の売買対象有価証券に関する売買を行う資格等の喪失)</p> <p>第36条の2 I P O取引参加者は、当該 I P O取引参加者の売買対象有価証券の発行者である上場会社が株式の公募又は売出しを本邦内において行う場合において、当該 I P O取引参加者が当該公募又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結していないときには、当該売買対象有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行う資格を喪失するものとする。</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場されている国内の他の証券取引所の定める上場廃止の基準に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行したものであり、かつ、当該合併により国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場又は登録されている国内の他の証券取引所又は日本証券業協会の定める上場廃止の基準又は登録の取消しの基準に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行したものであり、かつ、当該合併により国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業協会において登録取消しされるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業</p>

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) (略)

- 4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

協会において登録取消しされるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) (略)

- 4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止又は日本証券業協会において登録取消しされるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 受託契約準則第38条第2項及び同第43条第2項の規定による同第38条第2項第1号及び第13号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条 受託契約準則第42条第1号に規定する超過額を除すべき率は、同第38条第2項第1号及び第13号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）については、同第42条第1号の規定にかかわらず、当分の間、前条各号に掲げる率とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 受託契約準則改正付則第3項に規定する有価証券の代用価格の計算に使用する時価に乗すべき率は、改正前の第1条第2号に掲げる率とする。</p>	<p>第1条 受託契約準則第38条第2項及び同第43条第2項の規定による同第38条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）</u> 100分の80</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条 受託契約準則第42条第1号に規定する超過額を除すべき率は、同第38条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）については、同第42条第1号の規定にかかわらず、当分の間、前条各号に掲げる率とする。</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお従前の例による。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄</u>(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(基準値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日及び人的分割銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄(以下「店頭経由銘柄」という。)</u>以外の銘柄(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(基準値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の規定にかかわらず、<u>店頭経由銘柄の上場日、直接上場銘柄の初値決定日及び人的分割銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 店頭経由銘柄については、日本証券業協会が公表した上場日の直近の最終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。)とし、当取引所が当該価格を用いることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>

銘柄については、なお従前の例による。

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信認金の代用として、当取引所に預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信認金の代用として、当取引所に預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)</u></p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(6)の2 (略)</p> <p>(7) <u>日本証券業協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。次号において同じ。)</u>が発行する社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(7)の2 <u>日本証券業協会にその株券が登録されている会社が発行する新株予約権付社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u></p> <p style="text-align: right;">100分の80</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、</p>

当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

当取引所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

（削る）

(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) （略）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（端数金額の調整）

第6条 前条第1項各号に掲げる有価証券について、預託日の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号に規定する株券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) （略）

（国債証券の取扱い）

第7条 第5条第1項第2号に規定する国債証券を預託する場合には、本券による預託のほか社債等の

当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

当取引所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号の2に規定する新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) （略）

3 第1項第3号から第10号まで（第8号を除く。）に掲げる有価証券については、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（端数金額の調整）

第6条 前条第1項各号に掲げる有価証券について、預託日の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) （略）

（国債証券の取扱い）

第7条 第5条第1項第3号に規定する国債証券を預託する場合には、本券による預託のほか社債等の

振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に開設された当取引所名義の口座への振替により預託することができるものとする。

2 （略）

（転換社債型新株予約権付社債券の取扱い）

第8条 取引参加者が第5条第1項第6号に規定する新株予約権付社債券のうち転換社債型新株予約権付社債券を預託する場合には、保管振替機構に設けられた当取引所名義の口座に振替を行うものとする。

（代用有価証券からの除外）

第10条 （略）

（削る）

2 前項の規定は、信認金代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付 則

1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日又は施行日の翌日に預託する場合における当該有価証券の時価は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に開設された当取引所名義の口座への振替により預託することができるものとする。

2 （略）

（転換社債型新株予約権付社債券の取扱い）

第8条 取引参加者が第5条第1項第6号の2又は第7号の2に規定する新株予約権付社債券のうち転換社債型新株予約権付社債券を預託する場合には、保管振替機構に設けられた当取引所名義の口座に振替を行うものとする。

（代用有価証券からの除外）

第10条 （略）

2 日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

3 前2項の規定は、信認金代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。以下同じ。)</u> <u>100分の70</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(6)の2 (略)</p> <p>(7) <u>日本証券業協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。次号において同じ。)</u>が発行する社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) <u>100分の85</u></p> <p>(7)の2 <u>日本証券業協会にその株券が登録されている会社が発行する新株予約権付社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> <u>100分の80</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する</p>

社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

当取引所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

（削る）

(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) (略)

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（端数金額の調整）

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、預託日の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号に規定する株券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

（代用有価証券からの除外）

第6条 (略)

（削る）

交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

当取引所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号の2に規定する新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) (略)

3 第1項第3号から第10号まで（第8号を除く。）に掲げる有価証券については、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（端数金額の調整）

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、預託日の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

（代用有価証券からの除外）

第6条 (略)

2 日本証券業協会に登録されている株券が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されるこ

ととなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、売買証拠金等の代用有価証券から除外する。

2 前項の規定は、売買証拠金等の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

3 前2項の規定は、売買証拠金等の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日又は施行日の翌日に預託する場合における当該有価証券の時価は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者が発行する株券で、新たに上場された銘柄(以下「他市場経由銘柄」という。)であるとき。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場後(他市場経由銘柄については、当該取引所上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める時期に行う。</p> <p>(1) 直接市場第一部上場銘柄(他市場経由銘柄を除く。)</p> <p>当該銘柄の上場日の翌月の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 他市場経由銘柄</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者が発行する株券で、新たに上場された銘柄(以下「他市場経由銘柄」という。)<u>又は上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄で新たに上場された銘柄(以下「店頭経由銘柄」という。)</u>であるとき。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場後(他市場経由銘柄については、当該取引所上場後<u>又は店頭経由銘柄については、日本証券業協会における登録後</u>)6か月間を経過している銘柄であるとき。</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める時期に行う。</p> <p>(1) 直接市場第一部上場銘柄(他市場経由銘柄<u>及び店頭経由銘柄</u>を除く。)</p> <p>当該銘柄の上場日の翌月の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 他市場経由銘柄<u>又は店頭経由銘柄</u></p>

当該銘柄の上場の都度

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に当取引所に上場した銘柄であって、同日に日本証券業協会により登録が取り消され、かつ、株式会社ジャスダック証券取引所に上場されなかった銘柄については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄（施行日において株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。）に関する改正後の第3条第1項第1号の規定の適用については、日本証券業協会における登録の日を当該証券取引所における上場の日とみなす。

当該銘柄の上場の都度

3 (略)

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合において、割り当てられた新株式(商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。)のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。)をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券(商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)に株式会社ジャスダック証券取引所に上場した承継会社株券(施行日の前日に日本証券業協会に登録されていたものに限る。)について、株式会社ジャスダック証券取引所における約定値段及び最終気配値段がない場合の改正後の別表注4に規定する最終値段は、その直近の日(日本証券業協会が発表した午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格とする。</p> <p>別表 引受権価額算出に関する表</p>	<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合において、割り当てられた新株式(商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。)のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている銘柄又は日本証券業協会に登録されている銘柄のいずれでもない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。)をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券(商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表 引受権価額算出に関する表</p>

1.・2. (略)

3. 貸借取引の権利処理のために中証金^①がその銘柄について新株引受権等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により営業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の証券取引所に上場されている場合

(分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 - 承継会社株券に係る経過配当金) × 新株式割当率

b (略)

(注) 1. ~ 3. (略)

4. 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段並びに分割会社株券の権利付売買最終日の承継会社株券の最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段及び最終気配値段がない場合には直近の約定値段又は最終気配値段とする。

5. ~ 10. (略)

1.・2. (略)

3. 貸借取引の権利処理のために中証金^①がその銘柄について新株引受権等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により営業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の証券取引所に上場されている又は日本証券業協会に登録されている場合

(分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 - 承継会社株券に係る経過配当金) × 新株式割当率

b (略)

(注) 1. ~ 3. (略)

4. 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段並びに分割会社株券の権利付売買最終日の承継会社株券の最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段及び最終気配値段がない場合には直近の約定値段又は最終気配値段とする。

ただし、承継会社株券が日本証券業協会に登録されている株券の場合には、承継会社株券の最終値段は、日本証券業協会が発表する承継会社株券の午後3時(半休日においては、午前11時。以下同じ。)現在における直近の売買価格とし、その日に売買価格がない場合には、その直近の日に日本証券業協会が発表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

5. ~ 10. (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社（承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社等」という。）である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社等の人的分割によりその営業を承継する会社（承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、</p>

式) (「第二部」及び「第三部」) に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c ~ f (略)

(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ n (略)

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引所に上場されている株券以外の株券である場合において、次の(a)又は(b)に該当するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(a)・(b) (略)

nの3 ~ o (略)

(4) (略)

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の様式」(「第二部」及び「第三部」) に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c ~ f (略)

(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ n (略)

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券以外の株券である場合において、次の(a)又は(b)に該当するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(a)・(b) (略)

nの3 ~ o (略)

(4) (略)

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券</p> <p>合併期日。ただし、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券</p> <p>合併期日。ただし、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日</p> <p>(2)～(7)（略）</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第3項に規定する親会社をいう。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を</p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第3項に規定する親会社をいう。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠け</p>

含む。)。

ロ (略)

(3) (略)

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a・b (略)

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数(当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。)について新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ (略)

(b) (略)

d 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売(50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。)を行った場合であって、新規上場申請者

ると認められない場合を含む。)。

ロ (略)

(3) (略)

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a・b (略)

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数(当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。)について新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ (略)

(b) (略)

d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売(50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをい

及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b) (略)

e (略)

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の(b)において同じ。)のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) (略)

b (略)

(4)~(6) (略)

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式(国内の証券取引所に上場されているものに限る。)に係る時価総額(当取引所が定めるところにより算定する。)

う。)を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b) (略)

e (略)

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格又は登録されている日本証券業協会が公表した日々の最終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。))のうち最低の価格をいう。次の(b)において同じ。)のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) (略)

b (略)

(4)~(6) (略)

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式(国内の証券取引所に上場若しくは日本証券業協会に登録されているものに限る。)に係る時価総額(当取引所が定

を加えた額をいう。

b～d (略)

(8)～(11) (略)

4 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社(新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らか場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社(親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は当該外国の証券取引所等

めるところにより算定する。)を加えた額をいう。

b～d (略)

(8)～(11) (略)

4 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社(新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らか場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社(親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は

が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

e (略)

(2) (略)

当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

e (略)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の2(3)aの(a)に規定する期間内に日本証券業協会に登録されていた期間が含まれる株券に関する当該各規定の適用については、当該期間における日本証券業協会が公表した最終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。)を当該期間における国内の証券取引所の売買立会における最終価格とみなす。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者、<u>日本証券業協会に登録されている株券の発行者</u>及びこれらに準じる者として当取引所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p> <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 上場前公募等規則第23条に規定する「当取引所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」<u>第4章グリーンシート銘柄</u>の規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。</p> <p>2 上場前公募等規則第23条に規定する「当取引所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者、<u>日本証券業協会に登録されている株券の発行者</u>又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p> <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 上場前公募等規則第23条に規定する「当取引所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」<u>第3章 店頭取扱有価証券の会社内容の説明及び気配の提示等の取扱い</u>の規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。</p> <p>2 上場前公募等規則第23条に規定する「当取引所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の「<u>摘要</u>」欄において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。</p>

別添 2 価格の算定根拠の記載について

価格の算定方式は、新規上場申請者の経営成績、財政状態、成長性、株主構成、株式所有者の経営参加の関
係、株式取引実態により大きく異なるものであり、以下
に掲げる株価算定方式は、記載の際の参考とするもので
ある。なお、以下の算定方式を採用している場合には、
その旨及びその方式を採用した経緯、また、これらの方
式によらない場合には、具体的な価格算定の考え方及び
その考え方を採用した事由を記載するものとする。

1 純資産方式

(1) 簿価純資産法

(計算式)

$\frac{\text{簿価純資産価額}}{\text{発行済株式総数}}$

(2) 時価純資産法

(計算式)

・ $\frac{\text{時価純資産価額} - \text{含み益対応法人税等}}{\text{発行済株式総数} (\text{法人税等控除方式})}$
・ $\frac{\text{時価純資産価額}}{\text{発行済株式総数} (\text{法人税等非控除方式})}$

2 収益方式

(1) 収益還元法

(計算式)

$\frac{\text{将来の予想年間税引後利益}}{\text{資本還元率}} \div \text{発行済株式総数}$

(2) ディスカウントキャッシュフロー法

(計算式)

$\frac{\text{将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額}}{\text{発行済株式総数}}$
(将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額は、各年度のキャッシュ・フローを年度別に複利現価率 $((1 + \text{資本還元率})^n$ で算定) で割り引いて合計したもの)

3 配当方式

(1) 配当還元法

別添 2 価格の算定根拠の記載について

価格の算定根拠の記載例を以下に掲げる。なお、記載例にない事項についても投資者の誤解を生ぜしめない範囲で新規上場申請者の判断により記載することを妨げるものではない。

1 特別利害関係者等による上場前の株券等の移動に係るもの(上場前公募等規則第23条関係)

- (1) _____ を理由とする移動であり、_____ 方式により算定された。
- (2) _____ を理由とする移動であり、_____ の事情を勘案して、_____ 方式により算定された。
- (3) _____ の事情を勘案して、_____ 方式により算定された。

2 第三者割当等による株券等の発行に係るもの(上場前公募等規則第32条関係)

- (1) _____ を目的とする発行であり、_____ 方式により算定した。
- (2) _____ を目的とする発行であり、_____ の事情を考慮して、_____ 方式により算定した。

(注) 1 及び 2 に掲げる「_____ 方式」の記載に当たっては、原則として、その算定式を併せて記載するものとする。この場合において、当該算定式が、日本証券業協会が定める「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)に関する細則別表2に定める計算式に準じるものである場合には、同別表2に掲げる方式に準じて算定した旨を注記することにより、算定式の記載を省略することができるものとする。

(計算式)

$$\frac{(\text{将来の年間予想配当} \div \text{資本還元率}) \div \text{発行済株式総数}}$$

(2) ゴードンモデル法

(計算式)

$$\frac{1 \text{株当たり配当金} \div (\text{資本還元率} - \text{投資利益率} \times \text{内部留保率})}$$

4 比準方式

(1) 類似会社比準法

(計算式)

$$\frac{A \times L \times (B / B + C / C + D / D) \div 3}$$

A : 類似会社平均株価

B : 類似会社平均 1 株当たり配当金額

C : 類似会社平均 1 株当たり利益金額

D : 類似会社平均 1 株当たり純資産価額

B : 新規上場申請者 1 株当たり配当金額

C : 新規上場申請者 1 株当たり利益金額

D : 新規上場申請者 1 株当たり純資産価額

L : 類似安定度を加味する項目 (自己資本、
総資産、 取引金額、 自己資本比率、
企業利潤率等について、新規上場申請者と類似会社を比較考慮して算出)

(2) 類似業種比準法

(計算式)

$$\frac{A \times 0.7 \times (B / B + C / C \times 3 + D / D) \div 5}$$

A : 類似業種株価

B : 類似業種 1 株当たり配当金額

C : 類似業種 1 株当たり利益金額

D : 類似業種 1 株当たり純資産価額

B : 新規上場申請者 1 株当たり配当金額

C : 新規上場申請者 1 株当たり利益金額

D : 新規上場申請者 1 株当たり純資産価額

(3) 取引事例法

過去に実際の取引事例がある場合、当該価格を基にして株価を算出する方法

5 併用方式

各種方式を組み合わせることで株価を算出する方法

(注) 記載に当たっては、原則として、その算定式を併せて記載するものとする。この場合において、当該算定式が、上記の計算方式に準じるものである場合には、上記の計算方式に準じて算定した旨を注記することにより、算定式の記載を省略することができるものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、セントレックスの上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第2号vに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りではない。</p> <p>a～c（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、セントレックスの上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第2号vに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りではない。</p> <p>a～c（略）</p> <p>(4)（略）</p>
<p>11 第12条（その他書類の提出）関係</p> <p>第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の証券取引所に上場されている株券の発行者その他当取引所が適当と認める者を除く。）を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。）に次の書類を提出した</p>	<p>11 第12条（その他書類の提出）関係</p> <p>第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者その他当取引所が適当と認める者を除く。）を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をい</p>

場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) ~ (d) (略)

e (略)

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

う。)に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) ~ (d) (略)

e (略)

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(指定の特例)関係</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 第5項の規定を適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者</p> <p>イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの価格(以下このbにおいて「公開価格」という。)と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。)のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>ロ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>c 株式の分布状況が、上場時又は上場市場の変更時まで、第3条第2号の規定に適合する見込みのあること。この場合において、投資単位の算出については、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)のとおり取り扱うものとし、当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が株券の上場審査又は上場市場の変更</p>	<p>1 第2条(指定の特例)関係</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 第5項の規定を適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者</p> <p>イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの価格(以下このbにおいて「公開価格」という。)と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格又は登録されている日本証券業協会が公表した日々の最終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。))のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。)のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>ロ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>c 株式の分布状況が、上場時又は上場市場の変更時まで、第3条第2号の規定に適合する見込みのあること。この場合において、投資単位の算出については、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)のとおり取り扱うものとし、当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が株券の上場審査又は上場市場の変更</p>

に係る審査において株券上場審査基準の取扱い2
(2) b (上場申請に係る公募等の取扱い) の規定の
適用を受けるときは、同 b の規定を準用するもの
とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発
行者である新規上場申請者又は上場市場変更申
請者

上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日
からさかのぼって1年間における当該株券の
日々の最終価格(当該株券が上場されている国
内の他の証券取引所の売買立会における最終価
格をいう。以下この(a)において同じ。)をもと
に算出した1単位当たりの価格の平均と、上場
申請日又は上場市場の変更申請日の前日におけ
る当該株券の最終価格(当該最終価格がないと
きは、その日前における直近の国内の他の証券
取引所における最終価格)をもとに算出した1
単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格を
用いるものとする。

(b) (略)

(8) ~ (12) (略)

2 第3条(指定基準)関係

(1) ~ (7) (略)

(8) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に
規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行す
るその他のすべての株式(国内の証券取引所に上
場されているものに限る。)に係る時価総額(当
取引所が定めるところにより算定する。)を加え
た額をいう。

b ~ d (略)

(9) ・ (10) (略)

付 則

1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行す
る。

に係る審査において株券上場審査基準の取扱い2
(2) b (上場申請に係る公募等の取扱い) の規定の
適用を受けるときは、同 b の規定を準用するもの
とする。

(a) 国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会
に登録されている株券の発行者である新規上場
申請者又は上場市場変更申請者

上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日
からさかのぼって1年間における当該株券の
日々の最終価格(当該株券が上場されている国
内の他の証券取引所の売買立会における最終価
格又は登録されている日本証券業協会が公表し
た最終価格(午後3時現在における直近の売買
成立価格)をいう。以下この(a)において同
じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の
平均と、上場申請日又は上場市場の変更申請日
の前日における当該株券の最終価格(当該最終
価格がないときは、その日前における直近の国
内の他の証券取引所又は日本証券業協会におけ
る最終価格)をもとに算出した1単位当たりの
価格のうち、いずれか低い価格を用いるものと
する。

(b) (略)

(8) ~ (12) (略)

2 第3条(指定基準)関係

(1) ~ (7) (略)

(8) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に
規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行す
るその他のすべての株式(国内の証券取引所に上
場若しくは日本証券業協会に登録されているもの
に限る。)に係る時価総額(当取引所が定めると
ころにより算定する。)を加えた額をいう。

b ~ d (略)

(9) ・ (10) (略)

2 改正後の1(7)bの(a)イ又はロ及びcの(a)に規定する期間内に日本証券業協会に登録されていた期間が含まれる株券に関する当該各規定の適用については、当該期間における日本証券業協会が公表した日々の最終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。)を当該期間における国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格とみなす。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4 第4条(上場廃止前の取扱い)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い</p> <p>前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。</p> <p>(a) 第2条第8号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)</p> <p>当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)までとする。</p>	<p>4 第4条(上場廃止前の取扱い)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い</p> <p>前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。</p> <p>(a) 第2条第8号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社等」という。)である場合又は国内の他の証券取引所又は日本証券業協会(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場又は登録される見込みのある場合に限る。)</p> <p>当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)までとする。</p>

(b) 第2条第14号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)までとする。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(b) 第2条第14号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社等である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当該他市場に上場又は登録される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)までとする。

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、次の各号に掲げる委託保証金又は委託証拠金の代用有価証券から除外する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。<u>以下同じ。</u>）から、<u>日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）</u>には、<u>登録を取り消されることとなった日の翌日から</u>、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、次の各号に掲げる委託保証金又は委託証拠金の代用有価証券から除外する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所又は終値取引特例第6条第3項第1号に定める指定取引所において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお従前の例による。</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄及び上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所若しくは国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業協会において登録取消しされた後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)</u>以外の銘柄について、当取引所又は終値取引特例第6条第3項第1号に定める指定取引所において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>(4) (略)</p>

相対交渉市場に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則
の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお従前の例による。</p>	<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄</u>以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄及び<u>上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄</u>(上場会社が、他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所若しくは国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業協会において登録取消しされた後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p>